

■ 第6回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年3月11日（木）午前10時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

ただいまから第6回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者側代表委員の羽賀委員が所用により欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望の申出がなかったことをご報告いたします。

それでは、審議に入ります。以降の議事進行につきましては、永井会長にお願いいたします。

（会 長）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の「特定最低賃金改正等の意向表明について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

（室 長）

「特定最低賃金改正等の意向表明について」ということで説明いたします。

特定最低賃金の改正等の意向表明については、新潟県におきましては、電子部品製造業、各種商品小売業、自動車小売業の3業種につきまして特定最低賃金が定められております。その改正等に係る申出の意向につきましては、おおむね前年度末に、最低賃金審議会の場において、労使双方で確認するものとなっております。

お手元の資料No.2をご覧ください。ここで、本年も2月15日に3業種の特定最低賃金について、それぞれ関係労働組合から意向表明がありましたことをご報告いたします。

次に、意向表明のありました産業の適用労働者数についてご説明いたします。資料No.3をご覧ください。改正の申出の意向表明のありました業種の適用労働者数になります。これは、平成28年の総務省経済センサス活動調査の結果等に基づき推計したのになります。まず、電子部品等製造業についてですが、産業に従事する労働者は2万6,263人で、除外労働者を除いた適用労働者は1万9,874人となります。参考までに、適用除外労働者数は6,389人となります。次に、各種商品小売業につきましては、従事労働者は5,377人、適用労働者

は5,012人。参考までに、除外は365人。自動車小売業につきましては、従事労働者は6,671人、適用労働者は6,142人となります。適用除外は529人です。

適用労働者数に関しては以上でございます。

ちなみに、昨年、この場で使用者側から県最賃が各種商品小売業最低賃金額を上回る状況で、その必要性について審議すべき時期ではないのかという意見がなされ、その結果、昨年、検討小委員会を立ち上げ、都合6回の検討小委員会の結果、改正の必要性あり、金額据え置きとなりました。経過を報告させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

(佐藤委員)

今ほど、特定最低賃金改正にかかわる意向表明ということでございますが、そのうち、各種商品小売業の本年度の経過につきましては、今ほど室長からお話があったとおりでございます。本年度につきましてはコロナ禍もありまして、県最賃や他の特定最賃においても難しい審議を行ってきたところですが、来年度は少し落ち着いた議論になるのではないかと考えているところでございますが、その中で、各種商品小売業につきましては、特定最賃がスタートした当時と業界を取り巻く状況が大きく様変わりしており、コロナ禍という特殊要因のない中でも毎年厳しい審議が続いてきたところでございます。つきましては、各種商品小売業の最低賃金の審議を毎年行う必要があるのか。一昨年、県最賃が各種商品小売業の特定最賃を上回ったことを契機に、労使で検討すべき時期がきたものと考え、今年度、小委員会を設けていただきました。最終的にはコロナ禍を理由に据え置きという結果となったところでございます。

使用者側といたしましては、コロナ禍という特殊要因を外して、今後以降、改正の必要性があるのか。廃止も視野に入れた議論が必要ではないかと考えているところでございます。つきましては、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告。2の(1)①要覧224ページにおきまして、申出の意向表明後、速やかに関係労使当事者間の意思疎通を図ることとするとされていることに則り、労使で検討する場を設けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま使用者側からありましたような形で検討の必要があるというご意見がございましたけれども、それを受けまして、労働者側から何かご意見がございましたらお願いいたし

ます。

(桑原委員)

ただいまの意見は、廃止の申出を考えるとということなのでしょうか。あくまでも次年度のという部分ですか。

(佐藤委員)

今後以降です。ですから、改正の必要性も含めその先についても検討したいということです。廃止も含めて。廃止ありきではありませんが、廃止も含めてということです。

(桑原委員)

次年度につきましては、私どもも意向表明を出しているところですので、令和3年度の改定の必要性という部分は審議をしていければと思っております。廃止も視野においてという部分は、申出があった時点でまた検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

この問題は来年度になったところで、委員の改選等もございますので、具体的な検討を行いたいと考えておりますが、その進め方等につきましては、来年度第1回の本審の際に申し上げて、それに沿ってやっていきたいと考えておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、こちらで少し検討させていただき、来年度第1回の本審でご提案させていただきたいと思えます。

次の議題に入ります。議題(2)「令和2年度最低賃金周知広報について」、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

賃金指導官の赤塚です。

議題(2)につきまして、今年度の新潟県最低賃金、特定最低賃金の改定金額に関する周知広報活動状況について資料No.4を基にご説明申し上げます。

資料の1枚目をご覧ください。新潟労働局の周知広報活動の取組み状況をまとめたもので、今年度実施いたしました最低賃金の周知広報の内容となっています。県・関係行政機関、市町村、事業者・労働団体、商工団体などの関係団体への周知のほか、JR及びえちごトキめき鉄道の主要30駅や、百貨店及び大型総合スーパーのイオン、アピタなどの各店舗、さらには県立病院、運転免許センターなどの地域機関などに対してポスターの掲示の依頼を行いました。今年度も新潟県と県内すべての市町村に対して広報紙、ホームページなどへの掲載を追求しております。

そのほか、ポスターデザインコンテスト関係ですけれども、例年、新潟県民会館で出品作品の展示も行っていましたが、新潟県民会館改修工事のため実施できませんでした。また、他の会場をあたってみましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大により密を避けるための措置がとられておまして、代替会場の確保もできませんでした。そこで、新潟労働局ホームページで全作品を掲示いたしました。さらに、来年度のポスターデザインコンテストを考慮しまして、特に学校関係機関に対してデザインコンテストの採用作品で作成したポスターの掲示依頼の際に、新潟労働局ホームページで全作品を掲示していることをご案内させていただきました。最低賃金ポスターデザインコンテストに関しましては今年度で16回目の開催となります。新潟県のご協力もいただいておりますが、今年度は高校、専門学校、計4校の学生から62作品の応募がありました。最終選考では選考委員の永井会長、長谷川会長代理、桑原委員、佐藤委員からも投票いただきました。12月17日には永井会長にご出席いただき、ポスターデザインコンテストの表彰式を行いました。表彰式の様子はこの資料の後ろのほうに写真を掲載しております。ご出席並びに投票いただきました委員の皆様方には、お忙しい中ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

次に、資料No.4の2枚目、3枚目です。9月1日、第15回最低賃金ポスターデザインコンテスト作品募集を開始と書いてあるのですが、これは16回の間違いです。

2枚目、3枚目の表なのですけれども、8月から現在までに実施した広報内容を時系列にまとめたものでございます。ポスターデザインコンテストの最優秀作品を使用し、県内すべての最低賃金、特賃も含めポスターとリーフレットを作成し広報活動に努めているところでございます。

また、外国人労働者につきましては、平成31年4月1日の改正出入国管理法施行に伴い、賃金をめぐるトラブルも今後増加するのではないかとということで、昨年に引き続き、新潟県の最低賃金額の外字（英語・中国語・ベトナム語）版のリーフレットを作成し、周知を図っております。

添付資料について簡単にご説明いたします。資料①は、周知広報に活用した厚生労働省本省作製のポスター、リーフレット、日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語といったものになります。それから、令和2年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストの入賞作品。その次が、最優秀作品を使ったポスターになります。それらがポスターデザインコンテスト関連の資料になり、そのあとがデザインコンテスト表彰式の模様の写真、作品の掲示状況。新潟美咲町合同庁舎1階のエントランスホールでの展示状況です。今年は各監督署にもご協力いただき、入賞作品に関して展示させていただきました。それが終わりますと、新潟労働局作製のリーフレットで英語版、中国語版、ベトナム語版です。そのあとは、新潟労働局

作製のポスターの掲示状況ということで、JR新潟駅及び長岡駅の掲示状況になります。なお、これら以外にも最低賃金額の改定や効力発生などが確定した時点で適宜プレスリリースを行っていることを申し添えます。

以上が、最低賃金の周知広報実施状況の説明となります。

(会長)

ありがとうございました。

引き続き、議題(3)「最低賃金履行確保に係る監督指導について」の報告を事務局からお願いいたします。

(事務局)

非公開資料No.1をご覧ください。今年度の最低賃金改正に係る履行確保監督は、現在、実施しておりますので、本日は、昨年度の令和2年1月から3月に実施した結果をご報告します。項目の1をご覧ください。昨年1月から3月において実施した監督は562事業場に対して行い、そのうち最低賃金法違反が認められたのは50事業場、率にして8.9パーセントとなり、全国の違反率13.3パーセントを下回る結果となりました。なお、平成25年度から26年度において監督実施件数が大きく減っておりますのは、監督官一人当たりの監督件数は同じでしたが、監督部署に配置されている担当監督官数が減少したため、実施件数が減ってしまったものです。平成27年度以降は、一人当たりの監督件数を増やしたため増加に転じております。

次に、項目の2をご覧ください。主な業種別の違反状況となっております。この割合は全体の中での割合ではなく、10事業場以上の監督指導を実施した業種の中での割合となっております。特に違反の多い業種は、旅館業、小売業となります。昨年度最下位の違反率だった旅館業が最も高い違反率の結果となりました。労働基準監督署では、これらの違反事業場に対しては、最低賃金額に不足している差額をきちんと支払うよう是正させております。

次に、項目の3をご覧ください。最低賃金を支払っていない主な理由についてです。これは複数回答による集計結果ですので、違反事業場数とは一致いたしません。「適用される最低賃金額を知らなかった」が17事業場で全体の3割を占め、最も多い結果となっております。今後なお一層、効果的な周知・広報に努めていきたいと思っております。

次に、項目4をご覧ください。昨年実施した監督実施事業場の使用者がどの程度、働き方改革推進支援センターを認識しているかを表したもので、推進支援センター、業務改善助成金制度ともに認知度はまだまだ低く、今後、さまざまな機会をとらえての周知が必要と思われます。

私からの説明は以上です。

(会 長)

今の報告に関してご質問、ご意見があればお願いいたします。

(長谷川委員)

資料についてなのですけれども、今説明いただいた監督指導結果の2ページですけれども、繊維工業のところの違反の割合が1.4パーセントになっています。事業場のいくつか違反だったかというのを見ると36分の5なので、多分、これは桁が違うのではないかと思います。多分、14くらいかと。

(事務局)

後ほど確認しまして、正しいものをお知らせしたいと思います。

(会 長)

お願いします。今の件は新しい数値を後ほどご連絡するというにさせていただきます。

(桑原委員)

この資料の内容ではないのですけれども、昨年まで同じ形で資料が出ていたとは思いますが、
「非公開」という文字はなかったかと思えます。今年から非公開とされたのは何か理由があるのでしょうか。

この資料はそういった表現がなかったかと思うのです。けっこう参考にしていただいていた資料なので。

(室 長)

これまで資料に公開、非公開と区分けの表示したことがありませんでしたが、先般の新潟労働局監督署長会議で配布した資料の中でこの資料は非公開と表示していたので、同様の扱いとしました。

(事務局)

監督件数なので、多分、どこかのタイミングで発表すると思うのですけれども、そこまでの間という部分があるのかもしれませんが、すでに発表してあれば、これ自体は大丈夫なはずなのです。

(室 長)

中賃のほうでは、全国の監督指導結果について目安を出す前の資料として出している中で、この資料は、それ以降であれば出してもいいのではないかという感じがあって、今までは公開という形になっていたのだと思います。

(桑原委員)

今日のタイミングではまだ出せるかどうか分からないけれども、最終的には公開しても

いいものと受け止めてよろしいのでしょうか。

(室 長)

いいです。

(事務局)

指導件数などはそうだと思います。資料No.2についてはあくまでもうちの内部データなので、これは非公開です。

資料No.1については、公開できるタイミングが分かればお知らせさせていただきたいと思います。

(会 長)

これは回収か何かされるのですか。No.2とか。

(室 長)

No.2はそのままで非公開です。

(事務局)

委員限りで持っていただく分には、いわゆる参考資料になりますから。とりあえず、外向けに出ていくものにしていただかなければ資料としてお持ちいただいても構いません。

(会 長)

取扱注意という形で個人で持っている分にはいいということですね。

(事務局)

No.1の資料はタイミングを見て、外へ出せるタイミングだったらお知らせさせていただくということで対応いただければと思います。

(会 長)

そのタイミングは皆さん方に。

(事務局)

私のほうからお伝えさせていただきたいと思います。

(木南委員)

この会議は公開の会議ですから、今後、提出資料には気をつけていただきたいことと、先ほどしゃべれなかったのですけれども、特定最賃の意向表明についても、印影部分は毎回黒塗りで出されていた気がするのですけれども、もし傍聴者がいれば傍聴者に配るとしますので、今後、個人情報には気をつけて資料を配布させていただきたいと思います。

(室 長)

わかりました。

(会 長)

その辺についてはお願いします。

(梅野委員)

調査結果からいくと、適用される最低賃金額を知らなかったということでした、さまざま周知とおっしゃっていますが、どのようなことを考えられているのか、教えていただければと思います。

(室長)

毎年、1月から3月に最賃の監督をやっているわけなのですが、その際の事業場選定に対する本省からの指示がほしい12月くらいに出ます。それを受けて新潟局のほうでは最賃監督をどのような形での順位をやるかということで監督署に示すのですけれども、その際にはこのような情報、いわゆる最賃を知らなかった事業場があるというところを考えながら、監督署のほうにはそういうものがあるということを示して選定していただくような形にはしています。

(会長)

知らなかったことに対しての周知をどうするのかということの説明しないと。

(基準部長)

引き続き、ポスター、リーフレット等を通じた周知、指導を徹底させていただきます。昨日開催された地労審での運営方針の中でも同様に説明しているところです。今、室長が話したのは、最低賃金指導監督というのは、毎年、対象業種というものを絞ってまいりますことから、ここで大きな数字が出てきたということは、対象となった業種の中で知らなかった業者が多かったという可能性も高いと思われますので、業界団体等を通じた周知といった方法をとることが有効ではないかと私は考えております。そうした対策をとってまいりたいと考えております。

(梅野委員)

数年前もたしか一番多かったのは「知らなかった。」だったのでは。

(室長)

毎年、だいたいこのような形にはなっているのですが。

(事務局)

追加的に、先日から新潟労働局の「トキロウ君」というツイッターを始めましたので、そういったことも最近決まったところで、そういったところできちんとツイートして、若い人も含めてしっかり知ってもらおうというところを工夫してやっていきたいと思います。今までやっていなかったところも含めてやっていきたいと思います。

(会長)

あまり業務が増えるようなことはしたくないのですけれども、多分、うっかりミスは、「ここは注意してくださいね。」でいいのかもしれないけれども、繰り返しやるような事業場がないとは言えないのかなと。そこだけは、何度も繰り返すようだったらしっかりと指導するなりという形で、今年度1回、きちんとやっていなかったところなどについて、本当のチェックでなくてもいいかもしれませんが、「今年はお願ひしますね。」くらいのことやるか。やり方はお任せしますけれども、繰り返し違反がないようにできるだけ指導をお願ひしたいと思ひます。

(室 長)

今ほどのことに関しては、最賃の選定の中に、前回違反があつたものを対象とするという形で指示を出しています。実際、小出監督署でもあつて、今年もやつて、3年連続でやつた事業場もありまして、それは指導したところでは。

(会 長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この辺も、今、やり取りしたような形で指導を強めていくというところでしょうか。

続いて、議題(4)「その他」についてでございます。事務局から説明をお願ひいたします。

(室 長)

「その他」ということで4点説明させていただきます。1点目は、昨年も説明いたしましたが、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への相談支援事業についてご説明いたします。企業経営をするうえで、困ったときに無料で専門家に相談でき、必要があれば事業所に専門家が来てくれ、直接アドバイスを受けることができる制度です。

資料No.6の2枚目をご覧ください。新潟働き方改革推進支援センターのリーフレットになります。今年度も最低賃金に関連する相談ばかりでなく働き方改革全般の相談についても幅広に対応しております。また、令和3年4月から、NEW RULE 3ということで同一労働同一賃金。一番下の3番目にありますが、中小企業・小規模事業所の方々が新たに対象になります。この事業は厚生労働省の委託事業で、新潟ではエムエスオフィスが事業を受託しております。ちなみに、令和3年度についてもエムエスオフィスが受託すると聞いております。今年度のセンターの実績等について簡単に説明させていただきます。

資料が若干前後しますが、資料No.5をご覧ください。令和3年1月末現在のセンターの実績について表にまとめたものがございます。中ほどの囲みの中の常駐型といいますのは、センターにおいて相談を受けた件数。派遣型というのは、コーディネーターから依頼を受けた社労士が直接事業所に訪問し、申込みを受け付けた件数となっております。1月末での相談

件数は756件、申込件数は派遣型が285件となっております。前年同月の実績は常駐型が225件、派遣が224件となっておりますので、常駐型の相談件数が3倍強に増加しました。また、働き方改革に関連するセミナー等も81回開催しているところです。労働局では今年度、局や各監督署、ハローワークでの説明会や指導会等でリーフレットを配布するなどセンターの周知に努めてまいりましたが、まだまだ認知されていない状況でありますので、今後とも引き続き周知に努めていくこととしております。

2点目は、業務改善助成事業についてです。資料No.6をご覧ください。業務改善助成金は、中小事業主等を対象に、生産性の向上と事業場内の最低賃金の引き上げを図るための制度となっております。資料No.6の最後に最新のパンフレットをつけました。白黒で申し訳ないのですが、3月31日までは、20円、30円のコースとなっております。4月以降はまだ予定ということになっておりますが、20円、30円、60円、90円の四つのコースとなっております。前回とのコースの違いについては、25円が20円という形のコースに変更になり、より使いやすくなったと思われまふ。今年度の助成金は事業場内の最低賃金の地域別最低賃金の差額が30円以内で事業規模が100人以下の事業場において、事業場内の最低賃金を時間当たり四つのコースのどれかに引き上げたうえで、生産性向上のための設備投資を行った場合に、引き上げる労働者の数に応じて、設備投資に要した費用の一部を助成する制度となっております。今年度、新潟県の申請状況は非公開表示している令和2年度業務改善助成金受付件数集計となっております。令和3年2月末現在の申請件数は9件、交付受付件数は6件と昨年比べて少なくなっております。この理由については、昨年度から続いています新型コロナウイルス感染症の影響によって、引き上げよりも雇用という形が一番ではないかと考えたのではないかと考えております。なお、昨日、本省からメールが来ました。全国版も併せて添付させていただきました。賃金室では、今後とも働き方改革推進支援センターの周知とあわせて、この業務改善助成金の周知に努めてまいります。

3点目は、審議会の日程についてです。資料No.7をご覧ください。今年度の最低賃金審議会の開催状況を表にしたものになります。括弧内は前年度の開催日を参考に記載してございます。本年度は本審6回、県最賃専門部会3回、特定最賃専門部会8回を開催させていただきました。皆様方には長時間にわたりご審議をいただき、大変ありがとうございました。来年度の審議日程については、正式には来年度第1回本審において開催予定をお示ししたいと考えております。

最後に4点目です。令和3年度の中央最低賃金審議会です。非公開の1枚もので資料配布させていただきました。来年度の中央最低賃金審議会のスケジュールになります。オリンピック開催等を踏まえて、早めに設定されております。ちなみに、昨年目安は7月22日、そ

の前は7月末だったと思いますが、ほぼ2週間くらい早まっているのではないかとということで、その分、地方も少し日程が早くなるとも考えております。その辺も併せて日程調整を考えたいと思います。

以上、来年度も最低賃金の審議に当たり皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

(会 長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

この辺の非公開の資料も、先ほどの中賃のほうの日程が正式決定すればそこでということですし。

(室 長)

A4で出した資料は一応、非公開でお願いしています。

(会 長)

取扱には注意してということよろしいですか。

(室 長)

審議会限りということで。

(会 長)

何かございますか。

それでは、議事はすべて終了しました。議事録署名人を指名させていただきます。労働者側は桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

永井会長、ありがとうございました。

令和2年度の新潟地方最低賃金審議会は本日が今年度最後となります。

阿部局長より御礼のごあいさつを申し上げます。

(局 長)

最低賃金審議会は今年度最後でございますので、一言御礼申し上げたいと思います。本日は年度末のお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、また、ご議論いただきましてありがとうございました。委員の皆様方には昨年夏の最賃の審議におきまして新型コロナウイルス感染症の影響のもと、大変ご熱心なご議論をいただいたところでございます。ありがとうございます。皆様方のご努力によりまして、県最賃はプラス1円の831円で全会一致ということで決議いただきました。ありがとうございます。また、特定最賃についてもいろいろご検討いただいた中で三業種とも何とか終了することができたと思っている次第です。

本年度の審議会が円滑に運営されましたことはひとえに公労使各委員の皆様方のご尽力によるものだと思っております。ありがとうございました。

私事になるのですが、昨年9月着任し、審議会の間でも皆様方とご議論をさせていただいたところでございますが、4月に広島に異動しろという内示をいただきました。短い期間ではございましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。新年度は新しい局長のもとで対応させていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。本来であれば個別にごあいさつさせていただきたいところではあるのですが、コロナ禍の状況でありますので、おじゃまさせていただくことは控えさせていただき、この場で御礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第6回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。次年度の第1回審議会は、6月下旬から7月上旬を予定しております。

お疲れ様でした。